



発行 新潟県

第 33 号

平成30年4月27日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 501 救急病院等の指定（医務薬事課）
- 502 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 503 農用地利用配分計画の認可（地域農政推進課）
- 504 収去した飼料の試験結果の概要（農産園芸課）
- 505 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 506 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 507 土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 508 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 509 基本測量の実施通知（監理課）
- 510 公共測量の終了通知（監理課）
- 511 建設業法による許可の取消し（監理課）
- 512 道路の区域変更（道路管理課）
- 513 道路の供用開始（道路管理課）
- 514 道路の区域変更（道路管理課）
- 515 建築基準法による公開の意見聴取（建築住宅課）

公 告

政府調達に係る苦情の受付および処理の状況（出納局管理課）

病院局告示

- 3 公金の収納事務の委託（病院局経営企画課）

病院局公告

一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

告 示

◎新潟県告示第501号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成30年4月27日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

- 1 名 称 新潟県地域医療推進機構魚沼基幹病院
- 2 所 在 地 南魚沼市浦佐4132番地
- 3 有効期間 平成30年6月1日から
平成33年5月31日まで

◎新潟県告示第502号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、五泉市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成30年 4月27日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令(平成5年政令第329号)第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
5月28日(月)	午前10時から正午まで 午後1時から3時30分まで	五泉市東公園イベント館	五泉市全域
5月29日(火)			
5月30日(水)			
5月31日(木)			
6月1日(金)			
6月4日(月)			
6月5日(火)	五泉市さくらんど会館1階エントランスホール		
6月6日(水)			
6月7日(木)			
6月8日から平成31年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月31日、平成31年1月2日、1月3日を除く。			新潟県計量検定所 特定計量器の所在の場所

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第503号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成30年 4月27日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
関川村	7者	高田1092番21ほか80筆 7.7ha
新発田市	35者	宮古木山立617番1ほか982筆 88.4ha
阿賀野市	10者	保田城ノ越4830番ほか129筆 12.0ha
胎内市	5者	築地宮の下1314番ほか17筆 6.0ha
聖籠町	7者	諏訪山松庵2115番1ほか17筆 1.5ha
新潟市	63者	北区上大月川端145番ほか608筆 54.1ha
三条市	7者	大宮新田出来潟870番ほか33筆 5.4ha
燕市	9者	高木5384番ほか28筆 5.7ha
田上町	4者	田上嶋へイ3560番1ほか75筆 7.4ha
弥彦村	2者	矢作柿ノ浦7432番ほか38筆 3.4ha
長岡市	5者	高島町上の島2232番ほか28筆 3.0ha
見附市	3者	漆山町惣六2028番ほか8筆 4.7ha
魚沼市	2者	岡新田上島209番ほか14筆 1.2ha
十日町市	1者	高島4089番ほか1筆 0.1ha
上越市	5者	吉川区神田町十号412番ほか34筆 5.2ha
妙高市	1者	除戸西原546番1ほか9筆 0.2ha

糸魚川市	1者	田屋十二平600番 0.2ha
佐渡市	33者	城腰下町1732番ほか189筆 24.5ha
合計	200者	2,308筆 230.7ha

2 認可年月日

平成30年4月26日

◎新潟県告示第504号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第30条第7項の規定に基づき、特殊肥料の検査結果の概要を次のとおり公表する。

平成30年4月27日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

平成29年度分

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者若しくは販売業者又は表示者	届出名	検査の結果	備考
堆肥	株式会社ホーネンアグリ	有機5号	TN 0.9% TP 0.3% TK 0.8% C/N 20 TCu 24mg/kg TZn 88mg/kg	
堆肥	加藤 興清	聖籠町「有機の里」	TN 0.7% TP 0.5% TK 0.5% C/N 20 TCu 14mg/kg TZn 45mg/kg	
堆肥	ささかみ農業協同組合	五頭特殊肥料	TN 0.9% TP 1.1% TK 1.2% C/N 20 TCu 39mg/kg TZn 88mg/kg	
堆肥	酪農にいがた農業協同組合	阿賀のたいひ	TN 1.0% TP 0.6% TK 1.7% C/N 21 TCu 14mg/kg TZn 64mg/kg	
堆肥	津南町農業協同組合	ニューパワー津南堆肥	TN 0.9% TP 1.0% TK 1.1% C/N 15 TCu 7mg/kg TZn 40mg/kg	
堆肥	三条市	バイオ完肥エコグリーン	TN 2.1% TP 1.1% TK 0.7% C/N 15 TCu 7mg/kg	

		TZn	43mg/kg	
--	--	-----	---------	--

備考 分析検査を実施した成分の略号は次のとおりである。

TN-窒素全量、TP-りん酸全量、TK-加里全量、C/N-炭素窒素比、TCu-銅全量、TZn-亜鉛全量

◎新潟県告示第505号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、村上市の三面川沿岸土地改良区の定款の変更を平成30年4月19日認可した。

平成30年4月27日

新潟県村上地域振興局長

◎新潟県告示第506号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、南魚沼市の南魚沼土地改良区の定款の変更を平成30年4月19日認可した。

平成30年4月27日

新潟県南魚沼地域振興局長

◎新潟県告示第507号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、新潟市の一部を受益地域とする県営河井地区区画整理(経営体育成基盤整備「一般型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年4月27日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成30年5月1日から平成30年5月30日まで

3 縦覧に供する場所

新潟市西蒲区役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第508号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、燕市及び新潟市の一部を受益地域とする県営本町地区区画整理(経営体育成基盤整備「一般型」)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年4月27日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成30年5月1日から平成30年5月30日まで
- 3 縦覧に供する場所
燕市役所及び新潟市西蒲区役所
- 4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第509号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年4月27日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

- 1 作業種類 基本測量(空中写真撮影・オルソ作成)
- 2 作業期間 平成30年6月1日から平成31年3月31日まで
- 3 作業地域 柏崎市、十日町市、上越市、魚沼市、南魚沼市、津南町

◎新潟県告示第510号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、長岡市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年4月27日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

- 1 作業種類 公共測量(空中写真撮影)
- 2 作業期間 平成29年5月29日から平成30年3月29日まで
- 3 作業地域 長岡市

◎新潟県告示第511号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成30年4月27日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

- 1 処分をした年月日 平成30年3月15日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社福光産業
中矢 明
- 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区関屋金鉢山町67
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第44487号
- 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成30年3月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成30年3月20日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社スーパージャングル
原 正行
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市南区下曲通320-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第41600号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成30年3月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成30年3月6日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社霜越建設
霜越 覚
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市名立区名立小泊165
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-25)第25511号
 - 5 処分の内容 屋根工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成30年3月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成30年3月12日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社民裕重機建設興業
大花 真人
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市西蒲区横戸93
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第41845号
 - 5 処分の内容 とび・土工工事業、解体工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成30年3月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成30年 3 月20日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
カツミ総合建築
田邊 勝己
 - 3 主たる営業所の所在地
燕市花園町 7-13
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-25) 第42864号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成30年 3 月 1 日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第 1 項第 4 号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成30年 3 月20日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
稲田建築
稲田 芳雄
 - 3 主たる営業所の所在地
三条市棚鱗1061
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-25) 第41396号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成30年 3 月 7 日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第 1 項第 4 号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成30年 3 月20日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
良春屋工務店
米山 房夫
 - 3 主たる営業所の所在地
南魚沼市五日町2441- 1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27) 第44865号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成30年 3 月 7 日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第 1 項第 4 号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成30年 3 月 7 日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社幸葉産業
村山 正幸
 - 3 主たる営業所の所在地
中魚沼郡津南町大字下船渡乙 9- 4
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27) 第42276号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
-

平成30年3月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成30年3月13日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
ベーステック
飯塚 一秋
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市上源入392-10
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第43666号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成30年2月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成30年3月13日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
森田工業
森田 健
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市秋葉区小須戸65
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第44757号
 - 5 処分の内容 建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成30年2月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成30年2月22日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社牛木組
牛木 藤正
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市名立区名立大町1630-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-25)第44261号
 - 5 処分の内容 大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成30年2月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成30年3月2日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社丸喜
浅賀 雅人
 - 3 主たる営業所の所在地
-

新潟市北区木崎字木伏603

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第40566号
- 5 処分の内容 解体工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成30年3月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成30年3月2日

- 2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社豊栄電業
佐藤 登美

- 3 主たる営業所の所在地

新潟市北区嘉山2-1-38

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第15360号
- 5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成30年3月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成30年2月26日

- 2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社日立産機中条エンジニアリング
鈴木 幸男

- 3 主たる営業所の所在地

胎内市富岡46-1

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-29)第39496号
- 5 処分の内容 電気通信工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成30年2月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成30年2月22日

- 2 被処分者の商号、代表者の氏名

Lifeアート
古海 和則

- 3 主たる営業所の所在地

糸魚川市大字田海5567-1

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第42822号
- 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成30年2月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成30年2月28日

- 2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社ダイニチエンタープライズ

藁輪 博樹

3 主たる営業所の所在地

上越市平成町109

4 許可番号 新潟県知事許可(般-25)第42893号

5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成30年2月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成30年3月6日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

原建築

原 武

3 主たる営業所の所在地

五泉市赤海1-7-52

4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第1041号

5 処分の内容 建築工事業、大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成30年2月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成30年3月6日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

佐藤板金

佐藤 忠治

3 主たる営業所の所在地

糸魚川市大字大野2170

4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第11368号

5 処分の内容 板金工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成30年2月9日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成30年2月27日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

大谷建築

大谷 清充

3 主たる営業所の所在地

上越市柿崎区柿崎6063

4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第20256号

5 処分の内容 建築工事業、大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成30年2月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成30年2月27日

- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
水込工業
吉岡 幸男
- 3 主たる営業所の所在地
糸魚川市大字木浦6546-1
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第11458号
- 5 処分の内容 鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成30年2月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

◎新潟県告示第512号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年4月27日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 351号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
小千谷市大字蕨生字北上殿乙1383番8から	新	18.0~46.0メートル	177.0メートル
同市大字蕨生字赤田乙1248番2まで	旧	18.0~18.0メートル	162.9メートル

◎新潟県告示第513号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年4月27日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

- 1 路線名 一般国道 351号
- 2 供用開始の区間
小千谷市大字蕨生字北上殿乙1383番8から同市大字蕨生字赤田乙1248番2まで
- 3 供用開始の期日 平成30年4月27日

◎新潟県告示第514号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年4月27日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 黒部柏崎線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
柏崎市大字長崎字砂山1431番1から	新	5.5～29.2メートル	242.8メートル
同市大字山本字岩野1148番まで	旧	5.5～29.2メートル	242.8メートル

備考 路線の重用

一部区間県道荒浜中田線と重用

◎新潟県告示第515号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第15項の規定により、同条第4項ただし書きの規定による許可をすることについて、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

平成30年4月27日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

1 日時

平成30年5月10日(木)午後7時00分から

2 場所

粟生津公民館 1階 研修室

燕市粟生津623-1

3 意見の聴取の事由

下記4による建築は、当該地域においては原則として禁止しているが、良好な住居の環境を害するおそれがないか、又は公益上やむを得ないかどうかについて利害関係者の意見を聴くため。

4 建築計画の概要

(1) 申請者の住所及び名称

燕市粟生津710

株式会社 ユメール・エム・ジェー・ピー 代表取締役 田中 雅巳

(2) 申請地

燕市粟生津字山王710番1、711番

(3) 主要用途

機械販売組立工場

(4) 構造・規模

鉄骨造 地上2階

建築面積 1,056.10平方メートル

延べ面積 1,670.66平方メートル

公 告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について(公告)

「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成11年6月新潟県告示第1221号)8の規定により、平成30年1月から3月までの苦情の受付及び処理の状況を次のとおり公表する。

平成30年4月27日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

政府調達に係る苦情の受付及び処理の件数 なし

病院局告示

◎新潟県病院局告示第3号

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）第44条の2の規定により、公金の収納事務を次のとおり委託した。

平成30年4月27日

新潟県病院事業管理者 岡 俊幸

- 1 委託した事務
新潟県立病院における診療費等未収金収納事務
- 2 受託者の住所及び名称
東京都渋谷区渋谷2丁目16番8号 南雲ビル2階・4階
弁護士法人館野法律事務所
- 3 委託期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、厨房関連機器その1について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年4月27日

新潟県立加茂病院長 秋山 修宏

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量
厨房関連機器その1 一式
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
平成31年5月31日（金）
ただし、建物の竣工時期に変更がある場合は別途協議する。
 - (4) 納入場所
新潟県立加茂病院
 - (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
 - (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
 - (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (5) 新潟県内に本社（本店）又は営業所等（支店、支社又は出張所等の名称は問わない。）が所在する者であること。
 - (6) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所等
 - (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 959-1397
新潟県加茂市青海町1丁目9番1号
新潟県立加茂病院経営課
電話番号 0256-52-0701

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
- (3) 応札仕様書の提出期限
平成30年5月11日(金)午後5時00分
- 4 入札、開札の日時及び場所
平成30年5月16日(水)午後1時30分
新潟県立加茂病院講堂
- 5 その他
 - (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
免除する。
 - (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
 - (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立加茂病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
 - (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
 - (6) 契約書作成の要否 要
 - (7) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (8) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
 - (9) その他
 - ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
 - イ 詳細は入札説明書による。